

CosmoCloud サービス利用規約

第 1 章 総則

第 1 条（利用規約の適用）

1. 本規約は、第 2 条に定める契約者が株式会社トッパン・コスモ（以下「当社」といいます。）の第 2 条に定める本サービスを利用するにあたり、契約者と当社との間の利用条件を定めることを目的とします。
2. 本規約は、契約者と当社との間の本サービスの提供又は利用に関する一切の關係に適用され、契約者は、本サービスの利用にあたり本規約を遵守するものとします。
3. 本規約と第 2 条に定める個別契約の規定が異なる場合は、個別契約の規定が本規約に優先して適用されるものとします。

第 2 条（定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1)「契約者」とは、本規約に同意の上、本サービスの利用に関する個別契約を当社と締結し、当社より本サービスの提供を受ける者をいいます。
- (2)「本サービス」とは、当社が契約者に提供するネットワークカメラソリューション、M2M センサーソリューション等を総称した CosmoCloud サービスをいいます。
- (3)「個別契約」とは、本サービスの利用に関して契約者と当社との間で締結される申込書、注文書その他の形式による個別の契約をいいます。
- (4)「本規約等」とは、本規約及び個別契約を総称していいます。
- (5)「契約者設備」とは、本サービスの提供を受けるために契約者が設置するネットワークカメラ、クラウドコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。
- (6)「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するにあたり、当社が設置するネットワークカメラ、クラウドコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。
- (7)「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線をいいます。
- (8)「ユーザ ID」とは、契約者とその他の第三者を識別するために用いられる符号をいいます。
- (9)「パスワード」とは、ユーザ ID と組み合わせて、契約者とその他の第三者を識別するために用いられる符号をいいます。
- (10)「知的財産権等」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）をいいます。

第 3 条（連絡・通知）

1. 本規約の変更に関する通知その他当社から契約者に対する連絡又は通知は、個別契約に特段の規定がない限り、電子メール、書面又は当社ホームページへの掲載等、当社の定める方法で行うものとします。
2. 前項に基づき当社から契約者に対する通知を電子メールの送信又は当社ホームページへの掲載により行う場合は、当該通知は、それぞれ電子メールの送信又は当社ホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第4条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約の変更について、その内容が軽微又は合理的であると当社が判断した場合には、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された場合は、変更後の契約者の利用条件その他本規約の内容は、変更後の新規約を適用するものとします。
2. 前項の変更を行う場合、当社は、30 日以上予告期間において、変更後の新規約の内容を契約者に通知するものとします。

第2章 契約の締結等

第5条（個別契約の締結）

1. 本サービスの利用に関する契約は、契約者が当社所定の申込書、注文書その他の形式で当社に申込の通知を行い、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
2. 個別契約の変更は、契約者が当社所定の形式で当社に通知し、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
3. 契約者が以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、個別契約を締結しないことがあります。
 - (1) 契約者が虚偽の事実を申告した場合
 - (2) 契約者が本サービスの利用にかかる料金の支払を怠るおそれがある場合
 - (3) 契約者が過去に当社との契約に違反したことがある場合
 - (4) その他当社が不適当と判断した場合
4. 個別契約は、契約成立日における契約者及び当社間の合意を定めるものであり、個別契約締結前に互いに取り交わした合意事項、申し入れ等が個別契約の内容と相違する場合は、個別契約の内容が優先されるものとします。
5. 本規約等に記載されている内容は、本サービスの提供又は利用に関する合意事項の全てであり、契約者及び当社は、本サービスの提供又は利用に関し、互いに本規約等で定められている内容以上の義務及び責任を負担しないものとします。

第6条（変更通知）

契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他個別契約における契約者に関わる事項に変更があるときは、当社所定の形式で変更予定日の 30 日前までに当社に通知するものとします。

第7条（利用期間）

本サービスの利用期間及び最低利用期間は、個別契約にて定めるものとします。

第8条（個別契約の解約）

1. 契約者からの個別契約の解約に関する取り決めは、個別契約にて定めるものとします。
2. 契約者は、最低利用期間内に個別契約を解約する場合には、当社が定める期限までに、解約日以降最低利用期間満了日までの残余期間に対応する利用料金に相当する額並びにその消費税及び地方消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。
3. 契約者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、当社は、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく個別契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。
 - (1) 個別契約その他契約者の通知内容等に虚偽の申告があった場合

- (2) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があった場合又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する法的倒産手続の開始の申立てがなされた場合又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 個別契約に違反し、当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内には是正されない場合
 - (8) 解散を決議し、又は解散をした場合
 - (9) 本規約等を履行することが困難となる事由が生じた場合
 - (10) 反社会的勢力であることが判明した場合或いはその蓋然性が極めて高い場合
4. 契約者は、前項により個別契約が解約された時点において当社に対し未払いの利用料金又は遅延損害金等の金銭債務がある場合には、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

第9条（契約終了後の処理）

- 1. 契約者は、理由の如何を問わず個別契約が終了した場合には、ただちに本サービスの利用を終了するものとします。
- 2. 個別契約が終了した場合、当社は、本サービス用設備に格納された契約者の本サービスの利用にかかる一切のデータを契約終了日から7日以内に、当社の責任により消去するものとします。但し、個別契約に当該データの保管期間の規定があるものは、個別契約の規定に従うものとします。
- 3. 当社は、前項に基づくデータの消去により契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第3章 本サービス

第10条（本サービスの種類と内容）

- 1. 契約者が利用できる本サービスの種類及び内容は、個別契約にて定めるものとします。
- 2. 以下の事項については、個別契約において明示的に定められている場合を除き、契約者に提供されないものとします。
 - (1) サーバー（クラウド設備を含む）、パーソナルコンピュータ、ネットワークカメラ、ルーター、スイッチングハブその他の周辺機器等の供給
 - (2) ソフトウェア及びクラウド環境を含むハードウェアに関する問合せ並びにその障害対応等
- 3. 当社による本サービスの提供は、本規約等に基づき契約者が本サービスを利用できるものであり、本サービスにかかる知的財産権等が譲渡されるものではないことを契約者は承諾するものとします。本サービスにおいて当社が提供するソフトウェア等は当社又は第三者が知的財産権等を有するものであり、契約者は、当該ソフトウェア等を複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含みます。）、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等を行うことはできないものとします。

第11条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、個別契約で定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第12条（再委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者

に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第 27 条（秘密情報の取扱い）及び第 28 条（個人情報の取扱い）のほか、本規約等に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 13 条（本サービスの停止等）

1. 以下のいずれかに該当する場合、当社は、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を停止又は中断することができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備等の点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - (2) 本サービス用設備等が事故により停止した場合
 - (3) 天災地変等の不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (4) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、契約者が第 8 条（個別契約の解約）第 3 項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金の未払いその他本規約等に違反した場合には、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 前各項に定める事由に基づく本サービスの提供停止又は中断により契約者に生じた損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（本サービスの改廃）

1. 以下のいずれかに該当する場合、当社は、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、廃止日をもって個別契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1) 廃止日の 90 日前までに契約者に通知した場合
 - (2) 天災地変等の不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に契約者から支払われている利用料金並びにその消費税及び地方消費税のうち、廃止により本サービスが提供できない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。
3. 当社は、本サービスの改善等の目的のため、当社の判断により、本サービスの種類及び内容の追加、変更又は改廃等を行うことがあります。当該追加、変更又は改廃等を行う場合、当社は、30 日以上予告期間において、変更後の本サービスの種類及び内容を契約者に通知するものとします。

第 4 章 利用料金等

第 15 条（本サービスの利用料金）

本サービスの利用料金は、本サービスの種類及び内容に基づき個別契約にて定めるものとします。

第 16 条（利用料金等の支払義務）

1. 契約者は、個別契約が成立した日から起算して契約の終了日までの期間（以下「利用期間」といいます。）において、個別契約に定める利用料金並びにその消費税及び地方消費税（以下「利用料金等」といいます。）を当社に支払うものとします。
2. 利用期間において、第 13 条（本サービスの停止等）に定める本サービスの提供の停止又は中断により契約者に本サービスを利用できない状態が生じた場合であっても、契約者は、当該期間における利用料金等を支払うものとします。但し、当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できな

い状態が 24 時間以上継続する場合の、当該期間（1 日未満は切り捨て）にかかる利用料金等は除くものとします。

第 17 条（利用料金等の支払方法）

本サービスの利用料金等の支払方法は、個別契約にて定めるものとします。

第 18 条（遅延損害金）

1. 契約者が本サービスの利用料金等その他本規約等に基づく金銭債務の弁済を怠った場合は、契約者は、所定の支払期日の翌日から完済日までの日数に、年 6.0%の利率で計算した金額を遅延損害金として、本サービスの利用料金等その他金銭債務と一括して、当社が指定する期日までに、当社の指定する方法により支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第 5 章 契約者の義務等

第 19 条（契約者の賠償等の責任）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自らの責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合には、自らの責任と費用をもってこれを処理又は解決するものとします。また、契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送するネットワークカメラの映像及びそれに付随する全ての情報（以下「映像等情報」といいます。）は、契約者の責任により提供又は伝送されるものであり、当社は、その映像等情報及び契約者の行為について、一切の保証を行わず、また、それらに起因して第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者は、自らの責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合には、当社に対して、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 20 条（利用責任者の通知）

1. 契約者は、本サービスの利用開始にあたり、自らの利用責任者をあらかじめ定め、当社所定の書面にて当社へ通知するものとします。本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。
2. 契約者は、当社に通知した利用責任者に変更が生じた場合には、当社所定の書面にて速やかに当社へ通知するものとします。

第 21 条（設備の負担等）

1. 契約者は、自らの費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備及び本サービス利用のための環境（前項に定めるインターネット接続を含みます。）に不具合がある場合は、当社は、契約者に対して、本サービスを提供する義務を負わないものとします。

第 22 条（パスワード及びユーザ ID の管理）

1. 契約者は、ユーザ ID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザ ID 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者又は第三者が損害を被った場合は、契約者は、自らの責任と費用をもってこれを処理又は解決するものとし、当社は、一切の責任を負わないものとします。
2. 第三者が契約者のユーザ ID 及びパスワードを用いて本サービスを利用した場合、当該利用は契約者の行為とみなされるものとし、契約者は、かかる行為における利用料金等の支払その他金銭債務の一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対し、当該損害を賠償する責任を負うものとします。但し、契約者のユーザ ID 及びパスワードの第三者による利用が当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

第 23 条（データの取扱い）

契約者が本サービスを利用して提供又は伝送する映像等情報について、契約者は、自らの責任、費用及び判断をもって当該映像等情報のバックアップを行うものとします。当社は、個別契約に基づきバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、映像等情報のバックアップに関して一切の責任を負わないものとします。

第 24 条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用において、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 当社もしくは第三者の知的財産権等を侵害する又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) 本規約等に違反して第三者に本サービスを転売、再販売又は利用させる行為
 - (4) 法令もしくは公序良俗に違反する行為又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (8) ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律に違反する行為
 - (9) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (10) 違法に賭博・ギャンブルを行い、又はこれを勧誘する行為
 - (11) 違法行為を直接的かつ明示的に請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
 - (12) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、又は不特定多数の者にあてて送信する行為
 - (13) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為
 - (14) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為
 - (15) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
 - (16) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (17) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
 - (18) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (19) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (20) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為

- (21) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - (22) 第三者に、前各号までのいずれかに該当する行為をなさしめ、又は当該第三者の当該行為が存在することを知りながら、適切な措置を講じることなく放置する行為
- 2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
 - 3. 当社は、契約者の本サービスの利用において、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者の提供又は伝送した映像等情報が第1項各号のいずれかの行為に関連するものであることを知った場合には、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する映像等情報を削除することができるものとします。但し、当社は、契約者の行為又は契約者が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合を含みます。）映像等情報を監視する義務を負うものではありません。

第6章 当社の義務等

第25条（善管注意義務）

当社は、契約者の本サービスの利用期間において、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第26条（本サービス用設備等の障害等）

- 1. 当社は、本サービス用設備等において、本サービスの提供にあたり障害の存在を確認した場合には、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
- 2. 当該障害が本サービス用設備に存在するときは、当社は、遅滞なく本サービス用設備の修理又は復旧に努めるものとします。また、当該障害が本サービス用設備に接続する電気通信回線に存在するときは、当社は、遅滞なく当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
- 3. 前各項のほか、本サービスの提供又は利用において不具合が生じた場合は、当社は遅滞なく契約者に通知するものとし、しかるべき対応措置を講じるものとします。

第7章 秘密情報等の取扱い

第27条（秘密情報の取扱い）

- 1. 契約者及び当社は、本サービスの提供又は利用のために相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を本サービスの提供又は利用のために知る必要のある自らの役員及び従業員を除く第三者に開示、提供又は漏洩しないものとします。この場合、契約者及び当社は、当該役員及び従業員に対し、本条に基づき自らが負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び以下のいずれかに該当する情報については、第三者に開示、提供することができるものとします。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本規約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
3. 第1項の規定にかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の規定に基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の規定に基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
 4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
 5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービスの提供又は利用の目的の範囲内でのみ使用し、本サービスの提供又は利用に必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項において併せて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービスの提供又は利用に必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
 6. 第1項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第12条（再委託）に基づく再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。但し、この場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
 7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合には、これを完全に消去するものとします。
 8. 本条の規定は、本サービス終了後、1年間有効に存続するものとします。

第28条（個人情報の取扱い）

1. 契約者及び当社は、本サービスの提供又は利用のために相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び第2項に規定されるものをいい、以下同じとします。）を本サービスの提供又は利用の目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示、提供又は漏洩しないものとするとともに、個人情報の保護に関するものを含め関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取扱いについては、前条（秘密情報の取扱い）第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後もなお有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

第29条（損害賠償の制限）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本規約等に関連して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本規約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責

任を負わないものとします。

- (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去 12 ヶ月間に発生した当該本サービスにかかる利用料金の平均月額料金 (1 ヶ月分)
- (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、本サービスの開始日までの期間が 1 ヶ月以上ではあるが 12 ヶ月に満たない場合には、当該期間 (1 ヶ月未満は切捨て) に発生した当該本サービスにかかる利用料金の平均月額料金 (1 ヶ月分)
- (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスにかかる利用料金の平均日額料金 (1 日分) に 30 を乗じた額

第 30 条 (免責)

1. 当社は、以下の事由により契約者に発生した損害について、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続の不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続の性能値に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないソフトウェア (OS、ミドルウェア、DBMS) 及びデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第 218 条 (令状による差押え・搜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の規定に基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (13) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、契約者の本サービスの利用により契約者と第三者との間で生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとします。

第 9 章 その他

第 31 条 (権利譲渡等の禁止)

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本規約等上の地位、本規約等に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

第 32 条 (分離可能性)

本規約等のいずれかの条項又はその一部が、無効又は執行不能その他本規約等における合意不成立と

判断された場合であっても、本規約等の残りの規定及び一部は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 33 条（反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は、自ら又は自らの役員及び従業員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に、直接又は間接を問わず、取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないことを表明し、保証するものとします。

第 34 条（裁判管轄）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 35 条（準拠法）

本規約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 36 条（協議条項）

本規約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、契約者及び当社は、互いに誠意をもって協議の上解決するものとします。

以上

附則（2017 年 12 月 1 日）

本規約（Rev.20171211CCS1001）は 2017 年 12 月 11 日から適用されます。